

移転について

運営中の特別養護老人ホームが建物の老朽化等を理由に移転をする際、あわせて定員増を行う事業者を次の要件で募集します。

1 移転理由について

建物の老朽化により、大規模修繕を実施しても同一建物での長期運営が見込めない場合を想定しており、原則、老朽度調査により算定して得た現存率が70%以下の施設とします。

また、公的な計画等で立ち退きを余儀なくされる場合など、事業者の責によらない理由による移転も対象とします。

2 移転先について

移転先は現所在地より災害リスクのより低い区域を原則とします。

また従来から、整備の進んでいない区を優先して整備を進めていることや、入所者の環境変化を最小限に留める観点から、現在の施設が所在する同一区内での移転をご検討ください。

なお、現所在地が災害区域の場合や、現所在地が区境であり近隣区への移転の方が生活環境の変化が少ない場合は移転先を同一区内に限定はしませんが、近隣区が望ましいです。同一区以外へ移転の場合は追加で資料の提出を求める場合があります。

災害レッドゾーンまたは災害イエローゾーンから災害区域外へ移転する場合は移転改築整備補助の対象になることがあります。詳細は募集要項 P4 をご確認ください。

* 災害レッドゾーンに所在する場合は、当課までご相談ください。

※移転先が災害区域の場合は次の移転の可否をご確認ください。

災害区域種別			移転の可否
災害レッドゾーン	災害危険区域 (臨海部防災区域)	第1種	不可
		第2～4種	要件 abc を満たす場合に限り可
	土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域		不可
災害イエローゾーン	浸水想定区域 都市洪水想定区域 都市浸水想定区域 津波浸水想定区域 津波災害警戒区域	最大浸水深が 1m未満	要件 ab を満たす場合に限り可
		最大浸水深が 1m以上	要件 abc を満たす場合に限り可
	土砂災害警戒区域		要件 abc を満たす場合に限り可

計画地の災害区域の確認方法及び要件 abc の内容については、募集要項 P5 と NAGOYA かいごネットの「事業者募集にかかる災害区域の確認について」を参照してください。

移転先が災害レッドゾーン（臨海部防災区域第2～4種）に該当する場合は、地域医療介護総合確保基金を財源とする施設・設備に関する補助金は、原則対象外です。